

○津山市立文化展示ホール条例施行規則

令和 2 年 3 月 1 9 日

津山市規則第 4 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、津山市立文化展示ホール条例（平成 1 7 年津山市条例第 1 2 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用申請)

第 2 条 条例第 9 条第 1 項の規定により津山市立文化展示ホール（以下「ホール」という。）の利用許可を受けようとする者は、文化展示ホール利用許可申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 非営利で芸術文化作品を展示する場合は、利用日の属する年度（4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの期間をいう。）の前年度の 1 1 月 1 日から同月 3 0 日までの期間（以下「特別受付期間」という。）に限り、優先して前項の申請書の受付を行う。

3 前項に定める場合のほか、申請書の受付は、特別受付期間終了後において随時行う。

(利用許可)

第 3 条 市長は、ホールの利用を許可したときは、文化展示ホール利用許可書（様式第 2 号）を申請者に交付するものとする。

(利用許可の順位)

第 4 条 利用許可の順位は、第 2 条第 2 項に係る申請（当該申請が競合するときは、抽選により決定する。）をまず優先し、以下申請順によるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(連続利用の制限)

第 5 条 ホールを連続して利用できる期間は、1 4 日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第 6 条 国又は地方公共団体がその主催する事業にホールを利用する場合は、利用料金を免除することができる。

2 前項の利用料金の免除を受けようとする者は、文化展示ホール利用料金免除申請書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

(利用時間の解釈及び延長)

第7条 利用時間は、実際に利用する時間のほか、その準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

2 ホールの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用を開始した後においては利用時間を延長することができない。ただし、市長が特に認めた場合で、延長する利用時間に係る利用料金が納付されたときは、この限りでない。

（利用許可の取消し）

第8条 利用者は、ホールの利用許可の取消しの承認を受けようとするときは、文化展示ホール利用許可取消申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（利用料金の還付）

第9条 条例第13条ただし書の規定により、既納の利用料金を還付することができる特別の事由及びその額は、次に定めるところによる。

（1） 災害又は利用者の責めに帰さない事由により、ホールを利用することができなくなった場合 全額

（2） 利用者が利用開始日の180日前までに、利用許可の取消しの承認を受けた場合 全額

（3） 利用者が利用開始日の90日前までに、利用許可の取消しの承認を受けた場合 5割に相当する額

2 前項の利用料金の還付を受けようとする者は、文化展示ホール利用料金還付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第10条 ホールの利用者及び入場者は、次の事項を守らなければならない。

（1） 許可なくして募金その他これに類する行為をしないこと。

（2） 許可なくして物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為（非営利行為を含む。）をしないこと。

（3） 許可なくして壁、柱、扉等に貼紙をし、又は立看板等を取り付けないこと。

（4） 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

（5） 前各号のほか職員の指示する事項

2 利用者は、前項に規定することのほか、次の事項を守らなければならない。

（1） 利用する施設の定員を超えて入場させないこと。

（2） 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。

（3） 入場者に前項に規定する事項を遵守させること。

(毀損等の届出)

第11条 ホールの施設、設備又は器具を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、その旨を直ちに市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第12条 条例第4条の規定により市長が指定する法人その他の団体(以下この条において「指定管理者」という。)にホールの管理を行わせる場合における第2条から第9条まで及び第11条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とし、様式第1号から様式第5号までの様式中「津山市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

文化展示ホール利用許可申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住 所
 (団 体 名)
 氏名又は代表
 者職及び氏名
 電 話 番 号

津山市立文化展示ホールの利用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行 事 等 の 名 称			
利 用 目 的 (具体的に)			
利 用 日 時	年 月 日(曜日)午前・午後 時 分から (日間) 年 月 日(曜日)午前・午後 時 分まで		
利 用 区 分	全 室 ・ 半 室		
特 別 の 設 備	設置する ・ 設置しない (設置する場合は、その内容)		
持 込 器 具			
冷 暖 房 設 備	利用する ・ 利用しない	利用責任者	電話番号
利用予定人数	人		
入 場 料 等	無 料 ・ 有 料 (有料の場合は、金額及び徴収方法等)		
利用料金の減免	有 ・ 無(別紙のとおり)	利用料金	円

様式第2号（第3条関係）

文化展示ホール利用許可書

第 号
年 月 日

様

津山市長 印

津山市立文化展示ホールの利用について、次のとおり許可します。

行事等の名称			
利用目的			
利用日時	年 月 日(曜日)午前・午後 時 分から (日間) 年 月 日(曜日)午前・午後 時 分まで		
利用区分	全室・半室		
特別の設備	設置する ・ 設置しない (設置する場合は, その内容)		
持込器具			
冷暖房設備	利用する ・ 利用しない	利用責任者	電話番号
利用予定人数	人		
入場料等	無料 ・ 有料 (有料の場合は, 金額及び徴収方法等)		
利用料金の減免	有 ・ 無(別紙のとおり)	利用料金	円
許可条件			

様式第3号（第6条関係）

文化展示ホール利用料金免除申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住 所
(団 体 名)
氏名又は代表
者職及び氏名
電 話 番 号

津山市立文化展示ホールの利用料金の免除について、次のとおり申請します。

許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
行事等の名称			
利用許可日時	年 月 日(曜日)午前・午後 時 分から 年 月 日(曜日)午前・午後 時 分まで		
利用区分	全 室 ・ 半 室		
免除申請額	円		
申請の理由			

様式第4号（第8条関係）

文化展示ホール利用許可取消申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住 所
(団 体 名)
氏名又は代表
者職及び氏名
電 話 番 号

津山市立文化展示ホールの利用許可の取消しについて、次のとおり申請します。

許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
行事等の名称			
利用許可日時	年 月 日(曜日)午前・午後 時 分から 年 月 日(曜日)午前・午後 時 分まで		
利用許可区分	全 室 ・ 半 室		
申 請 の 理 由			

注：利用許可書を添付してください。

様式第5号（第9条関係）

文化展示ホール利用料金還付申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住 所
 (団 体 名)
 氏名又は代表
 者職及び氏名
 電 話 番 号

津山市立文化展示ホールの利用料金について、次のとおり還付を受けたいので申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
行 事 等 の 名 称			
利 用 許 可 日 時	年 月 日 (曜 日) 午前・午後 時 分から 年 月 日 (曜 日) 午前・午後 時 分まで		
利 用 許 可 区 分	全 室 ・ 半 室		
既 納 の 利 用 料 金	円	還 付 申 請 額	円
申 請 の 理 由			

注：既納の利用料金に係る領収書を添付してください。

様式第 1 号（第 2 条関係）

様式第 2 号（第 3 条関係）

様式第 3 号（第 6 条関係）

様式第 4 号（第 8 条関係）

様式第 5 号（第 9 条関係）